



International  
Federation  
of Accountants

## 総務省 第20回 今後の新地方公会計の 推進に関する研究会 資料

### 国際公会計基準(IPSAS)の現状に ついて

2012年11月20日

国際公会計基準審議会 ボートメンバー  
公認会計士 伊澤 賢司

(注)本資料に記載された事項は個人的見解で  
あり、国際公会計基準審議会や日本公認会計  
士協会、所属する監査法人等公式見解を示す  
ものではない

# プロジェクトの進捗状況

	2012年 9月	12月	2013年 3月	6月	9月	12月	2014年 3月	6月	9月	12月	2015年 3月
<b>公的セクターの概念フレームワーク</b>											
第1フェーズ		最終化									
構成要素	公開草案						最終化				
測定	公開草案						最終化				
表示		公開草案					最終化				
主な特徴		最終化									
<b>公的セクターに重要なプロジェクト</b>											
現金主義IPSASのレビュー							現状プロジェクトを延期				
公共財政長期持続可能性報告		最終化									
財務諸表の計議と分析		最終化									
サービス業績の報告		公開草案					最終化				
公的セクターの結合			公開草案		公開草案					最終化	
IPSASとGFS(政府財政統計)報告ガイドライン	CP		公開草案		公開草案					最終化	
IPSAS6号から8号の改訂			公開草案				最終化				
発生主義IPSASの初度適用		公開草案					最終化				
GB(政府系企業)			公開草案							最終化	
公的セクター特有の金融商品				CP							
改訂(2年おき)			公開草案		最終化						
IPSAS28号から30号の改訂					公開草案						
新しいプロジェクト1								CP			
新しいプロジェクト2								CP			
新しいプロジェクト3								CP			
<b>その他</b>											
事業計画			計画				CP			計画	
監視とガバナンス				最終化							

CP:コンサルテーション・ペーパー

# 概念フレームワーク・プロジェクト

- 概念フレームワーク・プロジェクト
  - IPSAS(国際公会計基準)の策定に必要となる概念・定義・原則を決定する
  - 世界中の公会計基準設定主体が参加することにより各国の公会計の概念フレームワークに影響を与えることが見込まれる
- プロジェクトの進捗状況
  - 第1フェーズ:財務報告の①役割、権限及び範囲、②目的及び利用者、③質的特徴、④報告主体
    - 2012年12月 最終化・公表予定
  - 第2フェーズ:一般目的財務諸表の構成要素と認識
    - 2012年11月 公開草案公表 → 2014年3月 最終化・公表予定
  - 第3フェーズ:一般目的財務諸表の測定
    - 2012年11月 公開草案公表 → 2014年3月 最終化・公表予定
  - 第4フェーズ:一般目的財務報告の表示・開示
    - 2012年1月 コンサルテーション・ペーパー公表 → 2014年3月 最終化・公表予定

# 本研究会の議論と概念フレームワークの関係

本研究会での議論	概念フレームワーク				
	第1フェーズ	第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	該当なし
<b>総括的な事項</b>					
企業会計との関係	○				
議論の範囲・程度	○				
財務業績	○	○			
行政コスト計算書の作成意義	○	○			
純資産変動計算書の作成意義	○	○			
財源仕訳の必要性及び仕訳方法	○	○			
<b>個別的な事項</b>					
会計基準の前提階の事項					
固定資産台帳の整備					○
複式簿記の導入					○
会計基準に係る事項					
有形固定資産の評価基準の取扱い			○		
税収の取扱い		○			
補助金収入の取扱い		○			
減価償却の取扱い		○			
上記以外の事項					
基準設定主体					○
地方団体の規模の違い	○				
地方団体の連結財務諸表の取扱い	○				
国と地方の連結の取扱い	○				
出納整理期間の取扱い					○
地方公営企業法の財務規定の適用範囲拡大との関係					○
作成・公表時期	○				
システム構築・メンテナンスコスト					○
財務書類作成・運用上の課題	○				

# 一般目的財務報告で提供される情報

- 一般目的財務諸表から一般目的財務報告へ
  - サービス受領者と資源提供者の説明責任目的・意思決定目的に資するためには、従来の一般目的財務諸表（財政状態・財務業務・キャッシュ・フロー）では不十分であり、広く一般目的財務報告として提供する必要があるとされている。
- 一般目的財務報告で提供される情報
  - 財政状態・財務業績・キャッシュ・フロー
    - 財務業績とは、公的セクターがサービス提供目的を達成するために資源を経済的に獲得しその資源を効率的・効果的に使用しているかどうかであり、また、業務コストを税収等でカバーしているかどうかである、とされている。
  - 予算情報と法律への準拠性→IPSAS第24号「財務諸表における予算情報の表示」
  - サービス提供の達成度→「サービス業績の報告」
  - 予測財務・非財務情報→「公共財政長期持続可能性報告」
  - 説明的情報→「財務諸表の討議と分析」

# 財務諸表の構成要素と繰延インフロー・繰延アウトフロー

- 財務諸表の構成要素
  - 財政状態計算書:資産・負債・繰延インフロー・繰延アウトフロー・所有者からの出資・所有者への分配
  - 財務業績計算書:収益・費用
- 繰延インフロー・繰延アウトフローとは
  - 公的セクターの当年度の活動に焦点を当てて、当期に関連する取引と次期以降の取引を区分するために、「将来の特定の期間に関する非交換取引」を「繰延インフロー」「繰延アウトフロー」という構成要素にすることとされている。
- 事例
  - 繰延インフロー:負債の定義は満たさないが、特定の将来の期間にわたる業務活動のために交付された補助金
  - 繰延アウトフロー:条件付ではないが、特定の将来の期間にわたる業務活動のために交付した補助金

## 新しい構成要素に基づく財務諸表の表示例

財政状態計算書

資産		負債	
預金	100	借入金	1,000
固定資産	1,000		
	1,100		
純財政状態 △100		繰延インフロー 補助金 200	

財務業績計算書

収益	
税収	900
繰延インフロー振替	100
	1,000
費用	
人件費	700
消耗品費	300
減価償却費	100
	1,100
財務業績 △100	

設例: 今年度から3年間分として補助金が300交付された。純資産(資産 - 負債)は(+100)であるが、繰延インフローを控除した結果である純財政状態は△100となっている。

## 資産／負債の測定基礎の判断基準

- 財務諸表利用者の情報ニーズを検討する
  - 財務上の能力:活動への資金提供を継続し、将来における運営目的を達成するための能力
  - 運営上の能力:将来におけるサービス提供をサポートするために必要な物理的・その他の資源
  - 会計期間において提供されたサービスのコスト
- 質的特徴をどの程度満たすか検討する
  - 質的特徴:忠実な表現・目的整合性・理解可能性・適時性・比較可能性・検証可能性
  - 情報への制約:重要性・コストベネフィット・質的特徴間のバランス

## 取得原価と再調達原価の比較

	取得原価	再調達原価
適合性	<ul style="list-style-type: none"><li>収益獲得を通して減価償却費を計入できるかどうかを評価できる</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>報告日の経済的状態を反映できる</li><li>最も高い資産の価値を表す</li></ul>
サービスのコスト	<ul style="list-style-type: none"><li>資産の取得という公的セクターが直接行った活動と直接関連させることができる</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>資産の使用によって発生する損失を表す</li><li>サービスのコストと当該期間の税収等を比較することができる</li><li>価格変動に伴う資産の価額の変動と区分することができる</li></ul>
運営上の能力	<ul style="list-style-type: none"><li>将来のサービスのために利用可能な資源が最低限、(減価償却後の)購入価格以上の価値があることを表す</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>資産の現在価値とサービス提供能力に焦点を当てているので将来においてサービスの提供に利用可能な資源の金額を表す</li></ul>
財務上の能力	<ul style="list-style-type: none"><li>借入のための担保としての価値を表す</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>資産売却時に受け取る金額を表さないので、財務上の能力に関する情報を提供することはできない</li></ul>

## 本資料に関するお問い合わせ

国際公会計基準審議会(IPSASB)ボードメンバー

新日本有限責任監査法人 パートナー

公認会計士 伊澤 賢司

〒100-6033 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビル  
ディング

Tel: 03-3503-1137

Fax: 03-3503-1183

Mobile:090-2454-6445

E-mail:[izawa-knj@shinnihon.or.jp](mailto:izawa-knj@shinnihon.or.jp)